1 日 時 平成 26 年 10 月 3 日 (金) 18:30~20:30

2 場 所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

<mark>3 出 席</mark> 相澤委員,阿部委員,市川委員,岩舘委員,大坂委員,桔梗委員,久保野委員,

黒瀧委員, 坂井委員, 佐々木委員, 中村(晴)委員, 目黒委員, 諸橋委員

※欠席:赤間委員,小山委員,川村委員,白江委員,鈴木委員,中村(祥)委員, 八木委員

[事務局]鈴木健康福祉部長,髙橋障害企画課長,石川障害者支援課長,金子障害者総合支援センター所長,林精神保健福祉総合センター所長,佐久間北部発達相談支援センター所長,伊藤青葉区宮城総合支所保健福祉課長,佐藤若林区障害高齢課長,小原太白区障害高齢課長,伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長,福井主幹兼企画係長,齋藤サービス管理係長,都丸地域生活支援係長,早坂主幹兼障害保健係長,須田施設支援係長,三條指導係長,五十嵐主査,富山主事,林主事,髙橋主事

ほか傍聴者 7名

4 内容

(1) 開 会

(2)会長挨拶

事務局 初めに、会長よりご挨拶をいただきたく存じます。

(福井主幹) 阿部会長,よろしくお願いいたします。

会 長 では、皆さん、こんばんは。

今回は、第3回になります。よろしくお願いします。前回、第2回のときに結構時間がかかってしまいすみませんでした。事務局、副会長といろいろ話し合いを重ねまして、時間内で会議をするということと、より多くの方々の意見をお聞きすることはすごく大事なことですので、時間管理をしっかりさせていただきながら、委員の方々の負担がかからないようにすることで進めてまいりたいと思います。

さて、本日は、計画策定に関する協議会でございます。今、障害者福祉を巡る様々な動きもありますけれども、何よりも施策推進協議会は、計画の策定とその進行について責任を持って活動する第三者機関であるということでもありますので、皆さんとともにしっかりとこれに取り組んでまいりたいと思います。

これからの方向性、皆さんとともに確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(3)議事

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(1) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より岩舘委員の指名があり、承諾を得た。

(2) 協議事項

「第4期仙台市障害福祉計画」の策定関係について

会 長 協議事項「第4期仙台市障害福祉計画」の策定関係について、資料6に基づいて説明いただくとともに、仙台市障害者保健福祉計画中間評価(案)については資料7、仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画掲載事業実施状況等については資料の8から10、それぞれ資料に基づいて進めてまいります。

まず初めに、協議事項「第4期仙台市障害福祉計画」の策定について、事務局より 説明願います。

事 務 局 (髙橋課長)

まず初めに、前回の協議会では事務局の段取りが悪くなりまして大変長時間になりましたこと、また、予定した計画についての審議ができず改めてお時間を頂戴することになりましたことをおわびしたいと思います。また、本日はお忙しいところご出席をくださいましたことに感謝申し上げます。

それでは、早速説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料6のほうをご覧ください。

仙台市の障害者の計画は、上の矢印で示している障害者保健福祉計画と障害福祉計画の2本立てで策定をしております。

障害者保健福祉計画につきましては、障害者基本法に位置づけられているもので、 障害者の自立及び社会参加の浸透のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るた めの基本的な計画ということで、そこにも書いてありますが、基本目標、それから施 策の体系、計画の推進体制などをまとめたものでございます。

それから,障害福祉計画につきましては,障害者総合支援法に基づきまして障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施のために作成をするものでございまして,下の矢印のところに書いてありますとおり,サービスや相談支援の種類ごとの必要な量の見込み,それから,それを確保するための方策などをまとめているものでございます。今年度につきましては,第3期障害福祉計画の3カ年の計画期間が終了するため,第4期の計画を策定するということにしておりまして,27年度から29年度までの3年間の障害福祉サービスや相談支援,地域生活支援事業についての見込み量,サービスの確保に当たっての考え方などを計画として新たにまとめるというものでございます。第4期障害福祉計画を策定するに当たりましては,2番のところにお示ししておりますとおり,計画の中間評価を踏まえまして(1)から(3)の国,それから県の指針に基づいて検討をしていくということになります。

本日は,25年度の実績と24,25年度の2カ年度の実績を踏まえた中間評価につきまして,資料6の図でいいますと色のついた部分についてのご説明をしてまいりたい

と思います。

今後の進め方でございますけれども、資料6-2をご覧いただきたいと思います。

今日は中間評価と実施状況についてご説明をいたしまして、次回 11 月7日、第5回の協議会では、障害福祉計画の中間素案として成果目標やサービス見込み量などをご説明するということになります。そこで委員の皆様からご意見等をいただきまして、12月5日には中間案としてまとめたものをご審議いただいて、それを 12月から1月にかけてパブリックコメントや障害者団体等の皆様からご意見をいただいて、それらを反映した形で答申案を作成、それから、2月上旬に予定している第8回の協議会で決定をしていただいたものを3月に市長へ答申というような流れになっております。

それでは、障害者保健福祉計画の中間評価につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料7をご覧いただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただいて、1ページ目には中間評価を行う趣旨と、それから障害者保健福祉計画の体系をお示ししております。

2ページからは、障害のある方を取り巻く現状についてのデータを掲載をしてございます。

順にご説明いたしますが、障害者手帳の所持者数につきましては、年々増加をしております。25 年度につきましては 46,871 人ということなんですが、これは障害者自立支援法施行の 18 年度と比べまして約 1.2 倍強になっているということでございます。障害ごとに見てまいりますと、身体障害者手帳の所持者については 70 歳以上が占める割合が年々増加してきているということでございます。

1 枚めくっていただきまして、難病認定者の数の推移がございますが、現在 56 の特定疾患治療研究事業の対象者が難病認定者ということでありますが、年々増加している傾向でございます。それから、障害程度区分、26 年度から障害支援区分ということになりますが、18 年度については重度に当たる区分5、6の方が占める割合は約21%ということでしたが、25 年度は5、6が占める割合は約28%ということで、重度化が進んでいるということがデータの中では見てとれます。

それから、4ページに参りまして、サービスの利用者数につきましても年々増加しておりまして、制度当初の平成 18 年度には一月当たり 3,450 人ぐらいのご利用であったのが、25 年度には 7,994 人ということで、一月当たりの利用者数が約 2.3 倍ということになっています。給付種別ごとの利用者数につきましても、介護給付、訓練等給付の両方とも年々増加にあるということでございます。全体的な傾向としましては、年々障害者数が増加し、重度化が進んでいるという状況が見てとれるということでございます。

5ページに移っていただきまして、ここでは中間評価の方法につきましてお示しを しております。

評価対象の事業としましては,障害者保健福祉計画,それから第3期障害福祉計画

の関連事業ということでございます。

対象期間としては、24、25の2年間。

中間評価の方法につきましては、昨年の 10 月に決定をしていただきました、参考資料3の監視等実施方針に基づきまして、実績を分析し、達成状況を評価するということにしております。この評価につきましては、施策推進協議会で実施するということになってございます。障害福祉計画の実績のうち、施設入所者の地域生活への移行者数などの数値目標に関するものは資料8、それから、サービスの見込み量に対する実績については資料の9、それから、計画に掲載されている事業のそれぞれの実施状況につきましては資料の10 にお示ししているとおりでございますので、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

中間評価の内容が6ページに示してございます。

まず、まとめ方でございますけれども、障害者保健福祉計画の5つの基本方針ごとに主な事業の実績をお示しして、それに合わせて分析及び評価をまとめるというような方法をとってございます。この数値等の資料につきましては、資料の10のほうから抜粋するような形をとってございます。

それでは、順に説明をしてまいりたいと思いますが、まず、基本方針の1、お手元に配布の資料は指針と書いてあると思いますが、ここは方針でございます。間違いです。基本方針の1は、自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進ということで、ここでは柱が2つございまして、市民理解の促進ということと、障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進という2つの柱でございます。

事業については、ふれあいガイドの作成ですとか市政出前講座などの障害理解のための講座の開催、当事者による講演活動などを行っているところでございます。主な実施状況については、スピーカーズビューローの開催の状況とウエルフェアの参加人数についてお示しをしております。ウエルフェアの参加者数が減っていることが気になると思いますが、25 年度は雨が降りまして、天候の影響で人数が減っているということでございます。

それから, (2) の障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進につきましては, 24 年度に障害者虐待防止相談ダイヤルを設置しまして, 25 年度からは 365 日 24 時間の受付体制を整えたということでございます。お示ししている相談件数につきましては, 虐待以外の相談も含まれておりまして, それも含んだ件数になってございます。虐待についての相談は, 24 年度は9件で, 25 年度は 12 件ということになっています。もちろんダイヤル以外にも相談はありまして, それらも含めますと, 24 年度ですと 21 件, 25 年度ですと 34 件ということになっております。

分析・評価といたしましては、市民理解に関する事業については、様々な機会等を活用して、障害に関する正しい理解の普及啓発と市民理解の促進に取り組んでいる。 今後もより多くの市民の参加を得られるような周知・啓発をしていく必要がある。虐 待防止の体制については、受付体制が整備されたことで、虐待の予防と早期発見につ ながる大きな第一歩と評価できる。今後は、虐待の未然防止について、市民等への一

層の周知・啓発等に取り組むとともに、虐待防止のための関係機関とのネットワークづくりが必要であるということを書いてございます。

続きまして、基本方針の2、生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実。ここでは、相談支援体制の強化、障害児に対する支援の充実、障害特性等に対応した支援の充実、保健・医療の推進の4つの柱を立てております。

まず、相談支援体制の強化につきましては、新しい取り組みとしては、障害者施策の対象に難病患者が含まれるということで、仙台市難病サポートセンターを新たに開設いたしました。それから、区役所と相談支援事業所との協働による事例検討などを行い、支援力の向上を図ること、また、東日本大震災で被災された方々の心のケアに重点的に取り組んだことを、主な実施状況で挙げております。

それから,(2)障害児に対する支援の充実でございますけれども,特にレスパイト事業の利用が非常に多いというような状況が継続いたしました。それから,障害のある児童・生徒の活動の場である放課後等デイサービスの事業所が24年度は4カ所,25年度は7カ所に増加しています。それから,医療的なケアなど特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校に,看護師,指導補助員等の配置を継続して実施したことについて挙げました。主な実施状況については,2つの事業を挙げております。

- (3)障害特性等に対応した支援の充実ということで、ここでは、先ほどご説明いたしました難病サポートセンターや、重度の訪問入浴サービス、それから、意思伝達が困難な重度の障害のある方のコミュニケーション支援など、現行のサービスの中ではなかなか対応が困難な障害のある方に対しての各種支援を行ったということを挙げました。
- (4)は、保健・医療の推進ということで、これは主に医療的な給付についての取り組みを挙げています。

分析・評価といたしましては、様々な障害に応じた幅広い相談に応じられるよう、相談支援体制の整備を引き続き行うとともに、相談員や事業者などの支援者に対しても育成・研修等の充実を図る必要がある。また、大震災での経験から、避難所で過ごすことが難しい障害のある方への災害時の対応についても、早急な整理と対策が必要である。障害特性や心身の状態に応じた支援に今後も取り組むとともに、障害児については、保護者や学校、保育所などと連携を図りながら、支援を進めていく必要がある。障害のある方の疾病の早期発見や障害の重複化を防ぐため、健診を広く呼びかけるとともに、障害のある方が医療機関を円滑に利用できるよう、医療機関への働きかけも引き続き行っていく必要がある。また、各種健康増進事業の充実を図り、一人ひとりが健康的な日常生活を送ることができるよう各種施策に取り組む必要があるということをまとめてございます。

次は,基本方針3,誰もが安心して地域で生活できる環境の整備でございます。ここは3つ柱を立ててございます。地域で生活していくための環境整備,それから誰もが生活しやすいまちづくりの推進,震災を踏まえた災害対応の強化でございます。

地域で生活していくための環境整備につきましては、医療的ケアが必要な方、それ

から強度行動障害の障害がある方向けのグループホームの整備や運営についての検討を 25 年度から開始しているということを挙げてございます。主な実施事業については、精神障害の方の退院促進の事業や、民生委員児童委員の方々の地域での相談支援の活動について挙げております。

- (2)誰もが生活しやすいまちづくりの推進では、公共交通機関や建物などのバリアフリー化や交通費助成のことを挙げてございます。
- (3) 震災を踏まえた災害対応の強化では、市内の福祉避難所を開設するための協定を2年間で新たに障害者施設8施設、それから老人福祉施設について24施設を指定するということで拡充を図ったということでございます。それから、災害時要援護者登録制度を始めたところでございまして、その登録の勧奨とともに、登録者リストについて地域の皆さんとの共有を図ったところでございます。

基本方針3についての分析・評価でございますけれども、生活環境では、障害の多様化に応じた支援体制の整備が着実に進められているが、近々の課題として、障害のある方の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や、親亡き後の生活の不安を解消するための住まいの場の確保などに向けた取り組みについて早急に対応する必要がある。「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づき、物理的な障壁が取り除かれるとともに、必要な情報手段の確保も進められており、障害のある方が外出しやすい環境が整えられつつあるが、災害対応・対策も含めたまちづくりでは、市民の理解と配慮が必要である。今後、様々な機会を捉え積極的な啓発活動についても引き続き行っていく必要があるということでまとめております。

それから、基本方針の4、就労や社会参加による生きがいづくりということで、ここでは4つの柱を立てております。多様な就労による生きがいづくり、それから障害者就労支援体制の充実、スポーツ・文化・芸術活動への支援、障害者自身による主体的な社会的活動支援の4つです。

多様な就労による生きがいづくりにつきましては、知的障害者の方への社会体験・就労訓練の場として障害者販売業務訓練等の事業を実施し、就労の場の創出を図ったこと、障害のある方の雇用に貢献した企業に対して、仙台市長から感謝状を贈呈して、雇用の促進について啓発を進めました。それから、協議会の場でご議論いただきましたが、障害者優先調達推進法が施行されたことを受けまして、「仙台市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定したことを実績として挙げています。

- (2)障害者就労支援体制の充実でございます。障害者就労支援センターにおいて、引き続き障害のある方の就労、それから障害者の方を雇う企業への支援ということに取り組んだことをまとめてございます。
- (3) スポーツ・文化・芸術活動への支援につきましては、各種スポーツ大会の参加者数、レクリエーション教室の実績をまとめております。

それから、障害者自身による主体的な社会的活動支援では、ピアカウンセリングの 実績、それから、本人活動支援事業参加者数を実績として挙げてございます。

ここの分析及び評価につきましては、障害のある方が地域で自立した生活を送るた

めにも,就労は重要であり,福祉的就労の場の充実と支援者のスキル向上を図ることはもとより,一般就労の拡大に向け,障害者就労支援センターとともに,企業への広報や働きかけを継続して行っていく必要がある。また,授産製品の更なる販売促進に向けては,ホームページやリーフレットを活用した製品の紹介,及び新製品の開発のための施設職員への研修などを行っていく必要がある。障害者スポーツ活動や各種レクリエーション活動などについては,参加者拡大に向けて取り組みを進めるとともに,文化・芸術活動,社会的活動についても,障害のある方の発表の場を幅広く設け,市民理解や関心を高めるような取り組みを行う必要があるとまとめました。

基本方針の5,サービスの充実と質の向上でございます。ここは2つ,サービスを選択できる環境の整備,それから人材の育成・確保ということを挙げております。ここについては,具体的には資料の8,9に基づいてご説明をしていくことになります。

(2) の人材の育成・確保につきましては、市職員それから障害者福祉センター、 事業所などの職員や支援者等を対象にした研修会を実施していることについて実績 として挙げてございます。

ここの分野の分析・評価といたしましては、各種サービスについては、利用者のニーズを踏まえ、必要な量が供給できるよう環境整備も含めた対応を進めるとともに、利用者の拡大に向けて必要な見直しや改善などに取り組む必要がある。また、サービスの質の向上については、障害のある方が安心して良質なサービスを利用できるよう、引き続き障害福祉サービス事業所等の指導監査を行う必要がある。本計画の理念とされている、障害の有無にかかわらず支え合う「共生の都」づくりのためには、障害について市民理解を広めることに加え、知識と専門性を備えた人材の育成・確保が欠かせないことから、今後も研修等の機会の充実と参加者の拡大に向けて取り組みを進める必要があるということでまとめてございます。

中間評価についての説明は以上でございます。

それでは、引き続きまして、障害者支援課長より資料 8 以降の説明をさせていただきます。

事務局 資料8に基づきまして第3期「仙台市障害福祉計画」の平成25年度実績(数値目 (石川課長) 標)についてご説明いたします。

第3期の計画では、この表にございます5項目の数値目標を定め、その実績となってございます。この目標の設定につきましては、第3期計画を策定するに当たりまして、国から目標を定めて取り組むように示され、それに基づいて、本市の目標を立てた項目でございます。それぞれの項目の下に枠で囲んであります部分に、どのようにして目標の数字を定めたのかを記載しています。

では、項目ごとにご説明いたします。

一番上が施設入所者の地域生活への移行者数でございます。

平成 17 年 10 月 1 日時点の全施設の入所者数 689 人の 40%に当たる 275 名の方の 地域移行を目指すということでございます。右側の網かけの中が平成 26 年度末の数 値目標, 今お話ししました 275 名, 累計した数字が目標でございます。

第2期計画期間までの実績としましては,目標が 172 人の方の地域移行でございまして,23 年度は単年度では 14 名の方が地域に移られており,計画期間を累計しますと,157 名の方が地域に移行されたということになり,この時点で第2期は 15 名の方が、目標に届いていない状況でございました。

24 年度, 第3期に入ってからの実績でございますが, 24 年度は単年度で, 上の欄になりますこの8名, それから, 25 年度が10名ということで, 下の欄が累計になりますけれども, 括弧の中でございます。24 年度は, 第2期の終わりの157名に8名を足して165名。25年度の実績は10名ですので, 累計で175名ということで, 正直申し上げまして, 26年度末, 3期の目標が275名ですので, 目標達成まであと100名ということで, なかなか目標達成は厳しいというような状況になっております。

今年度につきましても、この数字を見ますと毎年8名から 10 名の方の地域移行が 見込まれますので、今年度も2桁いくかいかないかなのかなというような感じで考え ているところでございます。

このことにつきましては、現在、入所施設は市内に 16 カ所ございます。ここで生活されている方は、介護の必要度の高い方でありますとか、障害の重い方、それから年齢的にも大分ご高齢の方という方が多くなっております。計画が2期、3期と進むにつれまして、施設での生活の必要度合いがより高い方が今入所生活されていると思っているところでございます。障害の重い方々が地域に移行する場合につきましては、対応可能な住まいの場の用意など様々な準備がございますので、地域移行が進みづらい状況があると考えており、25 年度の実績が10名というなかで、目標達成には数字が少し離れている状況にあるというのが1項目めでございます。

次に、施設の入所者数でございます。

こちらにつきましては、枠の中にございますが、施設に入所されている方が平成 17 年 10 月 1 日時点で 689 名おりましたが、その方々を 172 名少ない 517 人にする、25%少なくするということを目指したところでございます。

23 年度末, 第2期の終わりですが, その時点で **577** 人の方が入所されており, 2 期の目標が **591** 名でしたので, 目標は達成しておりました。

3期の目標は 517 名であります。第2期から大分入所されている方が少なくなるよう,目標を立てたところでございます。24 年度の実績は 560 名で 17 名の減少,それから,25 年度は 24 年度から3名の方の減少ということで,減少する人数が少なくなっているところでございます。こちらにつきましても,557 名の方を計画期間の最後の26 年度末までに目標を達成するためには,あと40名の施設入所者の方が少なくならなければならないのですけれども,なかなかこれも達成が難しいと考えております。

先ほどの1番にもありますが、施設から地域移行が進むと施設の入所者の方が減少するということは考えられますが、またそこに新たな方が入所しますと、入所者数全体は減らないという状況がございますので、基本的には施設全体の入所者の枠が少な

くならないと、正直難しいところがあると考えております。

第3期を作った3年前ですと、ちょうど自立支援法が施行になりまして5年後になります。5年後までの間に入所施設が、措置の制度から新体系といいますが、自立支援法の体制に変わる必要がありました。それまで措置制度の体系の中で運営してもよろしいということがございましたので、実は第3期計画を作成するときには、今後自立支援法の体系になるにあたり施設側の入所定員をどのようにするのか、まだ判断していない施設が結構多かったものですから、我々としましては、施設の入所体系が新しくなるにあたって、地域移行を見込んで定員が減るのではないかと考え入所者数を少し絞り込んで目標とした状況もございます。ただ、実際には定員が変わらない施設も多くありましたので、入所者全体として減少が進まないという状況でございます。次が、3番目の項目です。

福祉施設から一般就労への移行者数,こちらは,平成 17 年度の年間実績である 19 人の方,その 5 倍に当たる 100 人以上の方が福祉施設から一般就労への移行を目指すということにしております。

こちらにつきましては、第2期の計画終了時点で133名ということで、当時の目標が76名でしたので、既にかなり多い人数の方が年間で一般就労になってございます。それで、26年度末までの目標、これが毎年100人という目標ですので、24年度が156名、25年度が162名であり、既に目標を超える方々が一般就労されております。

ここの福祉施設からの一般就労ということですが、実績の数値は、障害福祉サービスの中でも就労系のサービスである就労移行支援、就労継続支援のA型、就労継続支援B型、こちらのサービスを受けて一般就労に移行された方の数字をカウントしているものでございます。

次に、就労移行支援事業の利用者数でございます。

これは、福祉施設の利用者 4,182 人の 15%, 628 人が就労移行支援事業を利用することを目指すというものでございます。

就労移行支援事業は、一般企業へ就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスで、標準の利用期間が2年間でございます。年間628名のサービスを使う方を目指すものでございます。この数値目標は、第2期の計画までは国では定めなくてもよいとなっておりまして、この第3期の計画で初めて定めたものでございます。

実績は、平成 24 年度が 323 名、25 年度が 334 名で、毎年 330 名ほどの方が、ここ 2 年間、就労移行支援事業を利用されている状況でして、数値目標である 628 名とは大分隔たりがある状況です。

就労移行支援事業の事業者数が減少しているところが今見えております。就労移行支援事業の事業者からは、期間が2年間というサービスのため、なかなか利用者が集まらず苦慮しているようなお話も伺っているところでございます。また、昨年、企業の法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられたこともございまして、企業の障害者の雇用が増えており、一般就労が可能な方はこの就労移行支援のサービスを使うこと

なく企業に就職されていることなどがあるので、なかなか就労移行支援事業の利用が 進まないのかなということが考えられるところでございます。

最後が就労継続支援(A型)の利用者の割合です。

就労継続支援事業には、利用者雇用契約を結びまして原則として最低賃金を保障する仕組みの雇用型のA型事業所と、雇用契約を結ばないB型事業所がございまして、こちらの目標は雇用契約を結ぶA型の利用者の割合になっております。就労継続支援の利用者の15%がこのA型を利用することを目標としているところでございます。

実績でございますが、こちらも第3期から初めて目標を定めるようになった項目でございます。24 年度が18.3%、それから25 年度が19.5%ということで、こちらも15%の目標からみて高い数字で、目標を達成しておりますので、26 年度も同様に目標は達成できるものと考えているところでございます。

以上が資料8に基づきます第3期仙台市障害福祉計画の25年度の数値目標の実績でございます。

引き続きまして、資料9に基づきまして、A3横の資料でございますが、第3期障害福祉計画の障害者総合支援法に基づくサービス、それから児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの実績について、主なものをご説明させていただきます。

最初のページが障害福祉サービスと言われる、事業所がサービスを提供して、給付費という形で報酬を請求できるものでございます。

項目の見方は、例えば整理番号1番は、訪問系サービスとして、①居宅介護、ホームへルプで、そのほか訪問系の介護サービスが①から⑤の重度障害者等包括支援まであります。項目の単位は、時間分/月となっていますけれども、これらのサービスを利用した方の一月分全ての時間数を合算したものが、この単位の上のほうに見込まれる数字です。それから、下は、その一月に利用された人の実数、利用者数です。具体的には、24 年度の見込み量が時間としては4万 1,445 時間が月当たりの見込で、実績は、年度末の3月の実績になっております。これが4万 7,506 時間ということで、実績から見込みを引いたところ、実績のほうが6,061 時間多くなってございます。同様にして25 年度も見ていただきまして、見込み量が4万 4,097、実績が5万 1,887ということで、一番右側の端が前年度実績からの増減ということで、25 年度と24 年度の増減が、4,381 時間、9%の伸びということになっております。こちらの実績は、25 年度の年度末ですので、今年の3月にサービスを利用された人数となってございます。

時間の関係もございますので、前年度からの増減が 15%以上増減したものを確認していきます。

整理番号3番,自立訓練(機能訓練)は、市内の障害者福祉センターや民間事業所で実施しております身体障害のある方や難病患者の方にリハビリテーションや相談支援などを行うものです。こちらも利用期間が1年6カ月と期間の定めのあるサービスで、25年度の利用人日分/月が310ですか、24年度が374ということで、64人日分減っているということです。利用者数がその下で、45名から36名ということで

9名減っています。期間が定められたサービスですので、期間を終了した方の後、新たな利用者がなかなか現れなかったというところで、利用者数が減ってしまった状況が考えられます。

それから、整理番号 6番の就労継続支援 A型、でございます。こちらは、利用人日分/月が 6,353 の実績から 24 年度は 5,508 でしたので 845 人日分が伸びたということで、先ほど数値目標のあるところでお話ししましたけれども、仙台市においてはこの A型の事業を利用される方が増えているという状況がございます。

下から3つ目の計画相談支援でございます。こちらも25年度が140で,24年度が79ということで,61名利用者が増えております。こちらは、サービスを利用する際にはサービス等利用計画、介護保険でいうところのケアプランを作成しますが、自立支援法施行時はこういった計画は必要ではありませんでしたが、国の改正により26年度までサービスを利用する方は全員この計画を作ることになっておりますので、この計画作成が大きく伸びている状況がございます。

残りの2枚は、地域生活支援事業でございます。最初のほうのページは(1)として必須事業となってございます。地域生活支援事業につきましては、仙台市が事業を選んで実施できることとなっておりますが、国のほうから必須事業として取り組むことで示されている事業がありまして、それがこちらの事業で、15番から24番までになってございます。

この中では、18番の成年後見制度利用支援事業、こちらが25年度が31名、それから24年度が24名ということで、7名、29%の増ということです。こちらは、24年度から地域生活支援事業として取り組み始めた事業で、利用者が増えているところでございます。

それから、20 番が日常生活用具給付事業でございます。いろいろ項目はございますけれども、内容は、例えば介護用のベッドですとか、目のご不自由な方への点字の機器の交付といったものでございまして、種目は全部で40種類以上、日常生活用具の種目がございます。種目によりまして15%以上減少したものがあるという状況になっております。

23 番の発達障害者支援センター運営事業,こちらにつきましては、仙台市の発達相談支援センター、北部と南部のアーチルのことでございます。こちらの運営事業でございます。こちらは 25 年度の実績として利用された方が 3,357 名,24 年度が 2,237 名ということで、1,120 名、50%の大幅な増加になっており、利用される方が増えております。

次のページでございます。こちらは地域生活支援事業の中で必須事業以外, その他の事業というものとして、仙台市が選んで取り組んでいる事業です。

増減が大きかったものは、 28 番の、重度障害者在宅就労促進特別事業で、パソコンなどの訓練講座などを行い、障害のある方が在宅で仕事ができるよう訓練・講座を行う事業でございます。もともとあまり参加される方が少ない事業で、新規の受講される方が少ないために、実績が落ちてしまった状況でございます。

32番の福祉機器リサイクル事業は、22%の減で、25年度が38名、それから24年度が49名という実績でございます。これは福祉機器をお譲りする方とその利用を希望する方々の、それぞれをあっせんするような事業ですが、双方それぞれ25年度は少なかった状況にあるところでございます。

34 番が発達障害児の自立支援事業,それから 35 番が自閉症児者地域生活支援事業です。それぞれ 24 年度からの新規事業として取り組んでいるもので、伸びが大きいところでございます。こちらは、それぞれ発達障害児、自閉症児などの方を専門の相談機関に結びつけて連携して支援していく事業になってございます。

36 番が日中一時支援事業でございます。これは、ショートステイ、短期入所のサービスを提供する事業者が、日中、障害者や障害児の支援を行うといった事業です。こちらが25 年度実績が1,260 回で、24 年度が1,596 回、利用者は25 年度が27 名の方、それから24 年度が25 名ということで、利用者は2 名増えていますが、利用回数のほうが336 回減ったという状況です。こちらにつきましては、放課後等デイサービス事業やレスパイト事業といった日中一時支援に類似した事業がありますので、そちらの事業を利用される方が多かったため、利用が少なくなっている状況がございます。

39 番が芸術・文化講座開催等事業でございます。こちらは、増減で 4,532 名の大幅減ということになっておりますが、先ほど企画課長から説明ありましたが、ここの事業では毎年屋外で開催しておりますウエルフェアの入場された方を人数として計上しており、25 年度は残念なことに雨が降ったため来場者の方が大幅に減少となってございます。

41 番が要約筆記奉仕員、それから点訳奉仕員、こちらのほうも人数の減少が多くなってございます。こちらにつきましては、25 年度、要約筆記奉仕員の研修会が実施できなかったことで、この部分が丸々25 年度はゼロといった状況になってございます。

表の一番下は児童福祉法に基づきます放課後等デイサービスで、学校に在籍している障害のある子どもさんの放課後や夏休みといった長期間中において居場所となる事業でございます。25 年度は24 年度に比べまして大きく増えております。1,243 人分で、18%の増、利用される方も90 名増と大きく増えております。放課後等デイサービスにつきましては、事業者さんの数も増えておりまして、大きく伸びる状況は今後も続くと考えております。

以上が資料9の障害福祉計画の25年度の実績の状況でございます。

最後に、資料 10 でございます。仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画の掲載事業の実施状況でございます。

表の見方につきまして、簡単にご説明いたします。黒い枠に白抜きで書かれております文字が障害者保健福祉計画の基本方針であります。最初のページでいいますと「自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進」を達成するために以下の事業を行っているというつくりになってございます。例えば、1番の障害企画課、これが担当

課でございますけれども、それから事業名が広報・啓発の推進ということで、右のほうに事業概要としてはこういった事業を行う。それから、24 年度の実績、そして 25 年度の実績、25 年度の実績に対する評価、そして今後の方向性といったものをそれぞれまとめております。

この表の中で左から4項目めですが、5つの重点プロジェクトを定めておりますので、重点プロジェクトに該当する事業につきましては二重丸をつけております。それから、その隣がモニタリングの対象となる事業、これについては星印をつけてございます。

この資料は、障害企画課、それから障害者支援課、障害者総合支援センターといった障害者の支援を担当する課だけではなくて、仙台市の教育局、それから子供未来局、市民局、交通局といった関係する課の事業についても全て掲載して、仙台市の障害者施策の全体が俯瞰できるようにしているものでございます。資料が 30 ページにわたり、事業数が大変多いものですので、内容につきましての説明は、申し訳ございませんが省略させていただきたいと思います。

以上で資料8,9,10の説明を終わります。

会 長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明いただきましたけれども、それらの事項につきまして委員の皆様に協議をお願いしたいと思います。ご意見等ある委員の皆様、挙手をお願いしたいと思います。

佐々木委員, お願いします。

会 長 事務局,お願いします。

事 務 局 現在, 30 事業所です。 2 年前は, 34 事業所あったと思いますので, それくらいの (石川課長) 減少です。

会 長 よろしいでしょうか。

それとともに、どうも目標達成できていないものは、利用できる期間が決まっているものというのが何となく見えてくると思います。結局当事者にとっても家族にとっても、期間が自立訓練であれば1年半ですし、就労移行であれば2年ですし、期間があるものは、その次を常に考えなくてはならないので、やはり自立訓練を終えたら、次に例えば就労移行に行くとかBに行くとか、そういう流れができていると、もう少しこの2つを同時に改善できるのかと思いました。

会 長 どうしても期限が限られているものについては次の不安もあるということも含めて、大事なご意見ありがとうございました。

諸橋委員、お願いします。

諸橋委員

関連して、移行支援とか、私も気になるところです。B型の工賃の問題については、市川委員が詳しいかと思いますけれども、今、手元にある県で集計した、どれくらい工賃が月平均で支払われているかというデータを見ると、A型並みあるいは一般企業並みに支払われているB型事業所も中にはありますが、団体名は伏せますけれども、1,000円台のところとか、あるいは3,000円台のところでずっと一貫しているところがあります。それは施設の運営の問題であると同時に、果たして適切な支援に障害を持っている人が結びついているのかということもあるかなと思います。これまでどちらかというと一度入ってしまうと、ずっとそこで利用者の方が固定してしまって、次のステップが踏み出せないまま、それでいいやというふうになってしまう人が結構いたりするし、選択肢もなかなかうまく示されていないのかなという感じもします。

それで、1つ、意見ですが、工賃のほうは一応表は出ているんですけれども、移行支援とかだと、一体どこでどれだけ就職しているのか、現状としてわからなくて、どこに結びつくと自分の希望がかなえられるのかというのが利用者の方にうまく伝わっていない。それで結局そのまま停滞してしまうということがあります。今、福祉施設から一般就労に結びついた人の実績ということで、数字としては入っていますけれども、ここの移行支援事業所に入ると何名が就職していますよとか、そこは何が得意ですよとかという情報提供を自治体が率先して行っているところがあるので、そういう導きをする必要があると思います。それから、今後の課題なんですけれども、計画・相談はやはり徹底していく必要があるのかなと。その人の持っている力なり、あるいはニーズをちゃんと引き出してサービスに結びつけていくということが必要だということを、数字を見ていて感じるところでした。

会 長 今回は実績ということで、次の計画に関係する大事なご発言だと思いました。ありがとうございます。

委員の皆様からご意見いただけますでしょうか。また、それらを踏まえて、後でまた事務局からもコメントをお願いします。

久保野委員, お願いします。

久 保 野

員

委

資料9の仙台市障害福祉計画の実績で、整理番号 12 の計画相談支援というところで、先ほどのご発言にもありましたけれども、計画相談が重要になってきており、それが必須になってきているので、非常に増加しているということではございましたが、25 年度の逆に実績を、見込み量と実績で比べますと、見込み量が 801 で実績が 140 にとどまっているようでして、そのあたりの実施体制に何か課題などがあるのかどうかといったあたりの状況分析について教えていただければと思います。

会 長 事務局,これまでのことも踏まえて,久保野委員のご質問も含めてお願いできればと 思います。

事務局(石川課長)

計画相談ができる、プランを作成する事業者は相談支援事業所ということになりますけれども、従来から、16 の委託事業所がこのプラン作成を担ってきたところです。マンパワー的には、そこの職員は、2名から4名で何とかこなしてきました。これが、計画相談をサービス利用者全員分作らなければならないという状況になったとき、なかなかそこではこなせない状況があり、新たに事業所指定を受けて計画相談に取り組むという業者さんを今、一生懸命、我々も含めて増やしている状況でございます。

見込みというのは、単純に 26 年度末までに、例えば今サービスを利用されている方が 6,000 人以上いるので、そこを3分割して、このくらいは何とか計画を作成したいという希望がございましたが、なかなか先ほど申し上げましたように、相談支援を行える事業所さんが増えなかった。その背景としましては、資格のある職員、相談支援専門員でないとこの計画を作れない、単なる事務員さんでは無理ですので、そういった資格を持った方を採用してとなると、なかなかこの事業所の立ち上げもハードルが高いというところがあって、今、事業所は増えてはおります。実際のところ、計画はセルフプランというご自分で作ることも可となっておりまして、全体としましては最近の状況では、43.8%、44%ほどの方の計画が作成済みという状況ですので、年度末まではもう少し作成済みの割合が上がってくると考えております。

会 長 久保野委員、よろしいでしょうか。今回は実績評価ですけれども、新しい計画策定 のときには、この計画相談が義務化され、全員分必ずというふうになるわけですから、 また検討をよろしくお願いいたします。

そのほか、委員の皆様からご意見とかある方、いらしたらお願いしたいと思います。 目黒委員、お願いします。

目黒委員 今のことなんですけれども、セルフプランというのは、高齢者が自分でケアプランを立てるみたいなことなんですか。他人がする場合は資格を持っていないとだめで、 自分の子どものことだったら親ができるということなんでしょうか。

事務局 セルフプランというのは、ご自身がということですので、障害のある方ご本人でも (石川課長) 結構ですし、それ以外でも保護者の方が子どもさんのプランを作って区役所に提出していただいて、その計画を区役所が確認して支給決定を受けるという形でもかまいません。

目黒委員 今, 混乱していて人手が足りないから親が手伝うとかということじゃなくて, ずっとそれはできることなんですか。

事 務 局 計画相談の専門の職員、相談支援専門員がおりますので、できましたらそうした方 (石川課長) は、サービスの調整も含めてできますので、作成していただくのがご本人や保護者さんのご負担も少なくなるのでよろしいと思います。なお、計画相談作成にあたりましてはご本人の負担というのは全くございませんので、利用していただきたいと思います。

ただ、現実問題として、先ほどお話ししたように、それを担える事業所なり人手が不足しておりますので、なかなか頼んでも「手一杯です」と断られる状況もあるようですので、今年度はセルフプランとしてご自身でお作りになって、区役所に提出するという方が、数多くおいでだという状況にありますが、できるだけ計画相談の事業所にお願いできればと考えております。現在、事業所を増やす方向で努めております。

目黒委員 はい、わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。 そのほか。桔梗委員,お願いします。

情梗委員 障害者支援費という形で支えていただく制度と、例えば、高齢者になって障害者の制度と、どっちが先なんだというお話をいろいろ聞かせていただいてまいりました。要は、施策の中で、高齢者福祉と障害者福祉がしっかり分かれている中でのサービスがやはりこういう施策になっているのかなというふうに思いますと、今回まとめていただきました施策の実施状況も、先ほど教育局とか市民局とか交通局とかというご説明をいただいたんですけれども、言葉がなかったのでよくよく見たら、やはりないのかなと思って、高齢者福祉系のところとの連携というのはやはり難しいのかなと思いながら、ちょっと見ていたんですね。もし間違っていたら、ご指摘、ご指導ください。この今の相談業務なんですが、今の結果としてここに載っている実数も、重度化が増えている、それから高齢者が増えている、単純に実数が増えている、利用者が増えているというところも、子どもの障害の一つの特性ともまた別な反面、増えてきていると数字を見ていたのですけれども、計画作成は、ここは障害者ですけれども、高齢者でいえば、要はケアプラン作成ということで、ケアマネがプランニングをしていて、今はそれは固定なので、そのケアプランに沿って介護支援を受ける、介護サービスを

受けています。障害者のほうもそのように行く行くなっていくために、今、このような流れになっているのかなと理解したんですけれども、その場合、高齢者が増えてきて重度化も増えて、確かに障害と高齢は違うし、専門性がすごく難しいとも思いますが、実際にこの相談支援事業者の中で、もしくは支援員をされている方で、高齢者のケアプランを作成していながら障害者のケアプランも作成できるというような方とか、高齢者の作成もやっていて委託事業を受けているけれども障害者も受けているというような重複委託事業者がいらっしゃるのかどうか教えてください。

会 長 事務局,お願いします。

事務局(石川課長)

まず、障害者の部分の総合支援法、それから高齢者ですと介護保険法がございます。総合支援法の中で、他法というか介護保険法優先というのが明記されております。これは、それがルールですので、65歳になってホームヘルプサービスが必要な方については、障害のある方であっても介護保険を使っていただきます。それから、40歳以上で介護保険の対象になる特定の疾患の方につきましても、同じように介護保険を使うというルールがございます。したがいまして、障害のサービスについては、まず介護保険で使っていただいた上で、なおかつ、障害にしかないサービスにつきましては、例えば補装具ですとか、そういったものは障害のサービスをお使いいただく制度になっております。

それから、相談支援事業所につきましては、介護保険のケアマネの事業所である居 宅介護支援事業所と、それから障害の相談支援事業所の両方の指定を受けている事業 所が出てきております。そういった状況です。

会 長 桔梗委員,よろしいでしょうか。

桔梗委員 はい,ありがとうございます。

会 長 今の関連でいいますと、この資料7の2ページ、この手帳の年齢というのも、例えば2段目に身体障害者手帳、ほかもそうですけれども、これ 60 歳から 69 歳というまとまりですけれども、65 歳のデータというのは既にあるものなのかどうか。もし可能であれば、ただいまのような質問もありますので、石川課長のお話でも 64 歳までは障害福祉で、それが 65 歳、介護保険優先になるのであれば、このところもわかるといいなと思いましたので、ぜひ、データなどを工夫、できるものであればよろしくお願いしたいと思います。

佐々木委員, お願いします。

ジャーだったとか,もう既に就労系のサービス管理責任者をやっている方など,結構 いろいろなものを重複して,今回初任者研修を受けてこれから相談支援専門員として もやっていくんですという方はかなり多かったです。ですから,本当に広範囲に勉強 されていたり,もう既に実績として計画相談,ケアプランを立てていらっしゃる方が,すごく多くいました。

もう一つ感じたのが、相談支援の計画相談を立てる上では、ものすごく広い連携先だったり知識だったり、いろいろなものをよく熟知していないと、計画相談、プランを立てられないというのが、今回私自身が研修を受けて感じたことです。資格は取れたものの、やっていけるんだろうかということとともに、なぜ相談支援事業をやる事業者数が増えないかというと、やはり労力に伴う入ってくるものが結構厳しいです。それは仙台市がどうのこうのということでなく、全体として、相談支援事業自体の仕組み自体がもう少し、事業所にとってもやってよかったと思われるようなものにならないと増えないんじゃないかなと。私も資格を取ったものの、本当に相談支援事業所を立ち上げていくのかと言われると、ちょっと今回ので逆に厳しさを感じたというのが、すみません、私の本当に最近の思いです。

会 長 具体的体験に基づいた発言,ありがとうございます。 そのほか,委員の皆様,いかがでしょうか。 市川委員,お願いします。

では、事務局、お願いします。

- 市川委員 市川でございます。内容ではなくて手続的なことで、この資料7の中間評価の案を 障害者施策推進協議会で作るというふうに言ってきていますけれども、いつをめどに これを完成させるのか。それから、この中身も、今日はさらっと読んでいただいただ けで、中身のことについてまでは、具体的にここはどうでしたとか、この文言はちょっとというところがあまり意見を言う機会がないんですが、その辺の手続的なことと かこのまとめ方についてちょっと教えていただきたいと思います。
- 会 長 今日はこの中の分析の表現についても説明いただきましたけれども、それを踏まえて施策推進協議会としてどのように、この辺のところはこうしたほうがいいですよというところまで進めていただければと思いました。

事務局 今日お示ししたものは案でございますので、この場でご意見いただいてもよろしい (髙橋課長) ですし、もう少し読み込んでいろいろ出てくるものもあるかと思いますので、実際の 決定につきましては、次回の協議会のところで完成させるような形で考えておりました。表現や、書き方などのご意見がございましたら、ぜひ出していただきたいと思います。

会 長 次回というと、4回は条例のほうですから、5回の11月7日ということですか。

事務局 11月7日です。今日はまだ出せないなということであれば、ファクスなどでお寄(髙橋課長) せいただければと考えております。

会 長 というようなことで、今日ここでご意見いただくことも含めまして、ファクスでも ご利用くださいということですよね。 市川委員、お願いします。

市川委員 1つだけ、ちょっと。就労の支援のところで授産製品と出てくるんですけれども、これは授産施設はなくなったんですが、授産製品という言い方がまだ公的な用語として残っているのか、これがちょっとわからないので、我々も実を言うと何て言ったらいいのか悩ましいところなんですけれども、これはどうなのか、教えていただければと思います。

事務局 すみません,こちらでも吟味が甘いまま出てしまっているので、どういう表現がふ(髙橋課長) さわしいのか、検討させていただきたいと思います。

会 長 大事なご指摘, ありがとうございました。 そのほか, いかがでしょうか。

大 坂 ふれあい製品と記載されている。

副会長

会 長 このウエルフェアのほうではふれあい製品と書いてあるのではないかというご指摘ですけれども、この辺についても委員の皆さんとともに、次回 11 月7日までにはしっかりとしていく必要があるのではないのかなと思いました。

事務局, お願いします。

事務局 仙台市の中で使う場合はふれあい製品と言っているんですけれども、制度的にとい (髙橋課長) うか、公式に何と言っているのかというのをもうちょっと調べながら、検討させていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

この資料9の1の訪問系サービスのうち、⑤の重度障害者等包括支援の事業所の実績その他について少しコメントいただければと思います。あるのか、ないのか。どのくらいの、これ全部トータルで入っているもので。

事務局 少しお待ちください。

(石川課長)

会 長 すみません,この重度障害者等包括支援事業所はなかなかなり手がないと聞いていたもので、その辺のところはどうなのかと思いました。全国的な傾向か、もしわかればお願いします。

事務局 申し訳ございません。今,手元に重度障害者等包括支援事業所の事業者数の資料は (石川課長) 持っておりません。ただ,利用者はおりません。多分,事業者もないと記憶しており ます。

会 長 ないんですよね。これが全国的な傾向であって、これも、先ほど委員からもありましたけれども、これの給付費の問題も含めての大きい問題ですので、仙台市というよりも、全国的な大きな問題の一つでもあるのではないかと思います。ありがとうございました。

目黒委員,お願いします。

目黒委員 行動援護というのが私よくわからないんですけれども、これはどのくらい使われて いるものなんでしょうか。

会 長 今わかればお願いいたします。

事務局 サービスを利用されている方の人数は手元の資料ですと、平成25年3月のデータ (石川課長) として9名の方が利用されています。

目黒委員 これは大人の方なんですか。

事務局 障害者のサービスということですので、18歳以上の方でご利用されている方とい(石川課長) うことです。

目黒委員 自宅で暮らしている自閉症のすごい重度の方とかですか。どういう方が利用されて いますか。

事務局 人数の内訳につきましては、どなたが利用されているかというところは今、手元に (石川課長) 資料がないので、お答えできません。申し訳ございません。

会 長 ありがとうございます。桔梗委員,お願いします。

桔梗委員

25 年度の実績,資料9の中から見て、仙台市、ほとんどこのサービスの種類を見ていると、これは多分委託なのかなというふうに見たんですけれども、逆に直接事業というのがどれなのか。どっちでもいいんですけれども、直接事業と委託事業というのがわかるといいなと思ったので、多分直接事業のほうが少ないのかなと思うから、直接事業はどれですかと教えていただいたほうが早いかなと思ったんですが、一応、直接と委託と教えてください。

事 務 局 (石川課長) まず、一番最初のページですと、給付費の事業になりますが、基本的にはこれは民間とか社会福祉法人が行っているものです。3番の自立訓練というようなところで、障害者福祉センターで行っているのは委託という例外はありますが、基本的には民間、社会福祉法人、それからNPO法人など、そういった民間事業者がやっているということで捉えていただいてよろしいのかなと思います。

それから、地域生活支援事業でございますが、相談支援の部分については、15 番ですね、こちらは16 カ所全て委託事業でございます。それから、20 番の日常生活用具給付事業、これは直接行っております。これは窓口が区役所になっております。22 番の地域活動支援センター、これらは補助の事業になっております。23 番の発達障害者支援センターはアーチルなので直営でございます。19 番、コミュニケーション支援事業は委託で、21 番、移動支援は民間事業者がやっているというところです。それから、24 番は、委託でございます。

次のページですけれども、25 番、福祉ホーム事業については民間の事業者が行っています。26 番、訪問入浴サービスも民間事業者が担っております。27 番はケアつきの身体障害者の方の事業ですので、補助事業でございます。28 番は委託事業でございます。29 番から 35 番までは委託事業でございます。36 番の日中一時支援については民間事業者が行っている事業でございます。37 番は実績がないんでございますけれども、これはヘルプ事業と同じですので、民間の事業者が行っている事業でございます。残りの事業につきましては委託事業でございます。42 番は助成の事業で、直接補助金を出している事業でございます。それから、43 番の放課後等デイサービスは、民間事業者が行って、給付費等を得る事業になってございます。

よろしいでしょうか。まとめて後でお渡ししたほうがよろしいでしょうか。

会 長 桔梗委員、よろしいでしょうか。言ってしまうと、給付費で成り立つ事業は民間で行っているということと、例えば先ほどの相談も、計画相談で、指定相談支援事業所はその計画を1件作って幾らだけれども、例えばそれ以外の相談もたくさんありますよね。そういう相談は委託相談支援事業が受けたりとか、やはり給付費というか報酬費が入ってくるかどうかが大きい一つなのかなと思ってお伺いしました。では、後から整理していただくとして、そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局, お願いします。

事務局 先ほどのは、まとめて次回ご提示できるようにいたしますので、よろしくお願いし (石川課長) ます。

会 長 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。 市川委員、お願いします。

市川委員 白江委員がいればもっと詳しく報告できるかもしれませんけれども、難病者に対する支援ということで、総合支援法になってから難病者が障害福祉サービスを利用できるようになると、そういうことも念頭に置きながら、仙台市では手当を廃止したわけですよね。今はまだ経過措置ですけれども。ですけれども、先般、ある団体の会合に出たら、難病の方々が障害福祉サービスを利用できるようになったということが何を使えるかよくわからないというようなご発言もあり、その辺、市のほうで考えていたことと、実際どの程度の人たちが障害福祉サービスの利用に結びついたのかとか、そういう調査ということなどはされているのでしょうか。

会 長 市川委員,ありがとうございます。

25 年までの実績ということではないけれども、総合支援法に入ったのは今度ですよね。というようなことで、この実績ではないんだけれども、今の市川委員のご質問にお答えをお願いします。

事務局 正確に調査した数字は、今分かりませんが、ただ、難病の方で一定程度症状が進み (石川課長) 身体的な障害がある方は、身体障害者手帳を、既にお持ちの方も多いです。手帳をお 持ちの方につきましては、手帳をお持ちだということで、分類としては身体障害があ る方ということで様々なサービスを従前もお使いいただいていますし、引き続き使っておられる状況です。

手帳を持たない難病の方も、制度の改正によりサービスを利用できるということになり、サービスの範囲が難病の方にも広がったところですが、全国的には、まだまだ手帳を持たない難病の方のサービス利用は少ない状況にあると伺っております。人数や具体のサービス利用の状況は、お示しできなくて申し訳ございませんが、そのように国から聞いております。

会 長 ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか、委員の皆さんから。 佐々木委員、お願いします。

佐 々 木 今のことに関連してなんですが、やはり研修を受けたときに聞いた話ですが、実際 委 員 に難病の方を相談支援事業所で計画相談をもらって受け入れたんだけれども、結局、 難病ってすごくいっぱいあるし、覚えきれなくて、受け入れる側としても、これから

そういう学べる機会というのがあるといいですねと話していました。何人かの方が困っていらっしゃったし、受け入れたものの、不十分な知識やスキルで、本当にこの方に適切なサービスが提供できているのかというところを不安に思いつつ、実際は受け入れざるを得なくて受けているというような、なかなかすっきりしないような状態でサービスを提供しているというようなお話もお聞きしたので、今後なんですけれども、もっと難病について、勉強する機会がやはり欲しいと思います。

会 長 ありがとうございます。それにしても、障害者総合支援法では 130 疾患の方々、その方々の疾患からたどって市でお名前を把握するということはできるものなのかどうか。それとも、やはりそれぞれの方に周知して、様々な形で周知して、このサービスがありますよという方向に行くのかどうか、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

事務局 現在,障害福祉サービスを使える 130 の特定疾患がありますけれども,その中の (石川課長) 56 は特定疾患ということで医療費の助成制度がございます。そうした方ですと,特定疾患の制度を使っている方は区の保健福祉センター,保健所が把握しておりますので,そういう方にはアプローチができるのですが,残りの,130 のうち 56 以外の疾患については,残念ながらそういった医療費の助成制度がないので,正直申し上げて,行政側で把握しているものはございません。ですので,サービスの利用ができましたといったところは,対象となる患者さんが通う医療機関等にポスターなどを掲示する形で広報するといったことを今は行っております。

会 長 今の現状ということでお話しいただきました。ただし、難病法の施行とともに、たしかあれは 27 年の 1 月ぐらいからの施行で 300 疾病ということで、また今度 300 で、こっちは 130 だからというのでかもしれないけれども、できる限り、このようなサービスがあることを周知していただくようにということで、これは今回は 25 年度までの実績ですけれども、次の計画のとき、皆さん一緒に考えるべき問題ではないかなと思いました。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。 桔梗委員、よろしくお願いします。

桔梗委員 実績の中でいろいろあったんですけれども、障害枠の中に、手帳があるなし、今の 難病の話もそうなんですけれども、数年前から非常に障害者枠の概念枠が広がったと いうことで、ひきこもりとか、その辺のところも若干入ってきている。だから、児童 のところに対してもいろいろな施策がありますけれども、大人に対するひきこもりと いうところを例えば引き出して就労支援をしたいといったときに、それも手帳がある なしで就労支援の支援ができるかできないかという今のところは、かなり手帳に左右 される部分があると思います。ただ、現場の中では、やはりそういう方の就労支援を

してあげたいと思っている事業者さんもいるし、そういうところに行くことによって、少しずつ心が回復して社会復帰になっている事例も私、実際に現場で見ているんですけれども、今、現状で仙台市ではそういう施策というのが存在するのか。逆に、もしご存じであれば、全国的にそういう事例があるのかどうか。今後の検討のためにひとつ教えてください。

会 長 事務局,お願いします。

事務局(石川課長)

障害福祉サービスの利用につきましては、身体障害者の方は手帳要件がはっきりしておりますので、手帳をお持ちの方。知的、それから精神の方については、それぞれ療育手帳とか精神保健福祉手帳がございますので、手帳をお持ちの方はもちろんですが、手帳がなくても医師の意見書等がある方は利用できます。それから、難病の方とか、高次脳機能障害の方とか発達障害の方も、それぞれ意見書等で確認の上、利用できるという状況でございます。

ただ、ひきこもりというのは、いわゆる状態を表すというものでございますので、ひきこもりで障害者のサービスの利用というところは、今のところは制度的に難しいというところです。仙台市においては、ひきこもり支援センターというところがございまして、そこでひきこもり者に関する様々な相談や支援を行っています。その中で、ひきこもりから脱出して社会と関わりを持てるようになった方に対して、センターで就労に結びつくような様々な取り組みをしているという状況はございます。

会 長 よろしいでしょうか。就労ということでは、手帳を持っている方は、例えば納付金 制度としては関係するかもしれないけれども、手帳を持っていない障害がある方、難 病の方も発達障害の方も、その支援の仕組みは障害者雇用促進法にもありますし、そ れにのっとって行っているということでした。

では、時間も迫ってまいりましたので、この協議というのは、先ほどもありましたけれども、ファクスで連絡いただいたりして、次の 11 月開催でまた審議をしっかりしていくことになるんだと思います。

それでは、今回の障害者保健福祉計画中間評価(案)については、これまでの議論、それからファクスその他で連絡いただいたことを踏まえて、11 月の第5回、次の次ですよね、で審議すること。また、第4期障害福祉計画については、作業手順としては資料6のように進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

はい, ありがとうございます。

では、本当に、予定どおりといったらあれですけれども、予定の時間に本当に近い 時間で進行しております。時間が迫ってまいりましたので、議事はこの辺で終了させ ていただきたいと思います。

(3) その他

会 長 その他、皆様から、議事以外のことで何かあったらと思いますけれども、いかがで しょうか。よろしいですか。

(意見なし)

では、このその他ということで事務局から何かありますか。

事務局(髙橋課長)

どうもありがとうございました。お手元に資料をお渡ししていますが、1つはココロン・カフェということで、前回の協議会のほうでもいろいろご意見をいただいて、桔梗委員から具体的にいろいろなアドバイスをいただきましたので、ありがとうございました。このような形でチラシを作って皆さんにご案内ができるような格好だけはできたかなというふうに思っております。これで皆さんに周知をして、まずは、やはりいろいろなご意見を聞きますと、障害理解というところが非常に大事だし、そこがわからない一般の市民の方というか、日ごろ障害者の方と出会う機会が少ない方だと、どんな障害があるということもなかなかわからない方もたくさんいらっしゃるということなので、そこを切り口にして障害差別ということについてグループワークをすると。あと、もちろん仙台市として条例制定に取り組んでいくんですということも周知しながら、カフェをやっていきたいと考えております。

また、資料としてココロンニュースということで、この間の取り組みについてお知らせする情報紙を作りましたので、これはホームページのほうにも掲載し、あと、印刷していろいろなところにお配りをしていますので、皆様からもご案内いただければというふうに思います。

それから、もう一つ、ウエルフェアでございますが、5日の日曜日に開催いたしますので、いろいろな事業所さんで製作した、うまいもん横丁という名前がついている、何かおいしそうなものもありますし、素敵な作品なども販売ということで出ていますし、あとステージプログラムのところを見ていただくと、非常に細かい日程ですが、歌ったり踊ったりといういろいろな発表もありますので、ぜひ見に来ていただければと思います。

裏側の右の一番下のところに、ひとにやさしいまちづくり推進協議会とあり、ココロンブースというのがあるんですが、ここで以前にも皆さんにご案内したんですけれども、ヘルプカードを作るときに一緒に関わってくださった知的障害者のお母さんたちにご協力をいただいて、ヘルプカードの使い方を展示したりとか、併せて差別解消の取り組みであるとか、障害者に関わるいろいろなマークのPRとか、そういった啓発の活動も行いますので、ぜひご覧いただければと思います。

あと、市川委員から資料を頂戴していますので、ぜひ市川委員のほうからご案内いただければと思います。

市川委員

時間のないところで恐縮です。11月1日から10日まで、仙台駅2階の「びゅうプラザ」で、今、仙台駅が改修工事をやっていまして、コンコースのところが全然使え

なく、スペースが狭いのですけれども、ですけれども、毎年、一応我々の団体で県内の障害者の就労支援事業所の製品販売をさせていただいて、どうにか今年も場所だけは確保できて、10日間という結構長いので、実はこの裏にもっとスケジュールや、何日にはどういう施設が配置するとか、そういうものを書く予定でいるんですが、まだ固まらない状況なので、いずれそういうものができましたら、11月7日ですとまだ会期中なので間に合うと思うので、また皆さんにご協力いただくという意味でも情報提供させていただきたいと思います。やはり10日間というと、なかなか製品が毎日毎日続かないとか、それから、職員も10時から20時までですのでなかなか張りつけが難しいとかいうので、やはりこの10日間をうまく施設ごとのローテーションで、しかもこの場所が狭いので、何施設かに限定しながらローテーションでやろうかなというものです。

皆さんに、見ていただいて、お買い求めいただくのもいいんですけれども、何か商品とか陳列の方法とかいろいろなパッケージだとか、改善のためのご提案をいただくのも大変参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。 それでは、その他はよろしいでしょうか。 目黒委員、お願いします。

目 黒 委 員 すみません,ココロン・カフェのことなんですけれども,友達にこれを言ったところ,どういう飲み物があるのって言われるんですけれども,これはただのカフェという空間なんでしょうか。

事務局 ちょっとお茶のようなものを出したいなと思います。キャラメルマキアートとか、 (髙橋課長) そういうのは出ないですけれども、何かちょっとほっとできるようなものは用意した いと思っておりますので、ぜひお誘い合わせの上、お願いいたしたいと思います。

会 長 では、委員の皆様、よろしいでしょうか。 (意見なし) ということで、本日の議事はここで終了させていただきます。

(4) 閉会

